

選挙第 7 号

京都地方税機構議会議員の選挙について

京都地方税機構議会議員の本市選出議員 1 人を選挙するものとする。

令和 7 年 8 月 1 日提出

向日市議会議長

〈参 考〉

◎京都地方税機構規約（抜粋）

（広域連合議員の選挙の方法）

第8条 広域連合議員は、構成団体の議会において、当該構成団体の議会の議員のうちから選挙する。

2 前項の規定により選挙する広域連合議員の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

（1） 京都府議会議員 6人

（2） 宇治市議会議員 2人

（3） 前号に規定する市以外の各市町村の議会議員 1人

3 第1項の選挙については、地方自治法第118条の規定の例による。

（広域連合議員の任期）

第9条 広域連合議員の任期は、当該構成団体の議会の議員としての任期による。

2 広域連合議員が当該構成団体の議員でなくなったときは、その職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。